

稲川物産観光協会会則の事務局に関する内規

2010. 7. 15制定

(本内規に定める事項と目的)

第1条 本内規は、会則第2条に定める事務局について、必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局長)

第2条 会長もしくは理事会で必要と認めるときは、事務局に事務局長をおくことができる。事務局長の任期は定めない。

(改廃)

第3条 本内規の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本内規は制定の日から施行する。